

## 洪水・内水ハザードマップ等に関するよくあるお問い合わせ

令和4年1月19日現在  
防災危機管理課

「宅地建物取引業法施行規則の一部改正(R2.8.28)」に伴い、不動産事業者の方々より頂戴するハザードマップに関するよくあるご質問について、まとめさせていただいております。本区へのお問合せの際にご活用ください。

なお、このQ&Aにつきましては、今後必要に応じて随時変更させていただきます。

Q1. 豊島区にはハザードマップは何種類あるのか？

A1. 豊島区では、「豊島区洪水・内水ハザードマップ」「豊島区土砂災害ハザードマップ」の二種類のハザードマップがございます。

Q2. 豊島区のハザードマップはホームページ上のものだけしかないのか？

A2. 豊島区役所本庁舎、東西区民事務所、各地域区民ひろばにおいて、紙媒体のハザードマップを設置配布しております。

Q3. 「豊島区洪水・内水ハザードマップ」は水防法に基づくものか？

A3. 洪水については水防法の規定に基づき作成してありますが、内水については東京都の基準により作成されています。

Q4. 「豊島区洪水・内水ハザードマップ」は、洪水だけでなく内水による浸水も想定したマップになっているのか？

A4. 内水も加味したマップになっております。洪水(河川の氾濫等)による浸水の表示は、高田1～3丁目の神田川浸水想定区域(ハザードマップ上で、青の斜線で表示されている区域)のみとなります。それ以外はすべて内水による浸水の表示となります。

Q5. 豊島区には高潮を想定したハザードマップはないのか？

A5. 豊島区には高潮浸水想定区域がないため、高潮のハザードマップは作成しておりません。

Q6. 「豊島区洪水・内水ハザードマップ」はどのような想定で作成されているのか？

A6. 本ハザードマップは①神田川流域、②石神井川及び白子川流域、③隅田川及び新河岸川流域の3流域の浸水想定から構成されており、降雨の規模は「想定し得る最大規模の降雨」(総雨量690mm・時間最大雨量153mm)を想定しております。

Q7. 何故この場所(または地域)はこのような色付けになっているのか？

A7. 浸水の深さは、単純な土地の高低だけで決まるわけではなく、下水枡や道路の整備状況等によっても変わってまいります。浸水の深さについては、区ではなく東京都が調査を行い設定しているため、詳細は東京都建設局河川部計画課中小河川担当(03-5320-5414)にお問合せいただきますようお願いいたします。

Q8. 住所を言うので、浸水区域に当たるのかを調べてもらいたい。

A8. 区民の皆さんに広く浸水の危険地域等を把握していただくためにハザードマップを作成しておりますが、特定住居地における浸水区域の判断についてのご質問にはお答え出来かねます。ご担当者様のほうでハザードマップを参考にいただきながらご判断をお願いいたします。